平成２４年（フ）第４６８号
神戸市北区長尾町宅原字四軒茶屋1896番地
債務者　株式会社藤建
代表者代表取締役　橋野　　治
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪口　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１１号
北海道北見市泉町２丁目２番12号
債務者　太田　一男
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒永　　毅
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
大津市一里山２丁目31番６号、前住所滋賀県草津市矢橋町2070番地１ヴィア・プレッソ408号
債務者　芳野みどり
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野嶋　　直
4　破産債権の届出期間　平成24年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１号
大津市日吉台１丁目５番８号
債務者　吉田　正彦
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相馬　宏行
4　破産債権の届出期間　平成24年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８３号
秋田県鹿角市十和田末広字中平61番地、借入時住所東京都文京区大塚６丁目33番４号
債務者　柳澤　正彦
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤治兵衛
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第６号
愛媛県宇和島市保手５丁目１番13―８号
債務者　大西　雄次
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　博明
4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１１号
北海道岩見沢市８条東１丁目10番地３
債務者　櫻田　珠美
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　良
4　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第２２９号
青森県黒石市大字豊岡字豊岡28番地４
債務者　白戸　修二
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　達三
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２７号
北海道釧路郡釧路町柏西５丁目42番地
債務者　井川　晃一
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田庸央
4　破産債権の届出期間　平成24年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１６号
愛知県豊川市美園３丁目10番地２、住民票上の住所埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町１丁目10番地の39
債務者　田中　俊之
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　稔
4　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月７日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３号
北海道標津郡中標津町東15条北５丁目８番地
債務者　土谷　俊行
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　誠
4　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第１２６５号
愛知県春日井市花長町２丁目25番地６
債務者　尾崎　美幸
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　　真
4　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０９２号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江北川原83番地１レインボー祖父江504
債務者　安田健太郎
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島　宏太
4　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９６号
茨城県ひたちなか市大字東石川3545番地15
債務者　飯島みとり
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　典彦
4　破産債権の届出期間　平成24年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
水戸地方裁判所